



流通業者のための
食品品質表示制度の
手引とQ&A

平成21年1月版

農林水産省

流通業者のための
食品品質表示制度の
手引とQ&A



CONTENTS

●生鮮食品の品質表示	1
生鮮食品全般の品質表示Q&A	4
●農産物の品質表示	7
農産物の品質表示Q&A	10
しいたけの品質表示	11
玄米・精米の品質表示	12
玄米・精米の品質表示Q&A	15
●畜産物の品質表示	19
卵の品質表示	21
畜産物の品質表示Q&A	22
●水産物の品質表示	23
水産物の品質表示Q&A	26
●加工食品の品質表示	29
加工食品の品質表示Q&A	38
●遺伝子組換え食品の表示概要	43
遺伝子組換え食品の表示Q&A	45
●有機農産物の表示概要	47
有機農産物のJAS規格のQ&A	50

生鮮食品の品質表示

農産物の品質表示

畜産物の品質表示

水産物の品質表示

加工食品の品質表示

遺伝子組換え食品の表示概要

有機農産物の表示概要

生鮮食品の品質表示



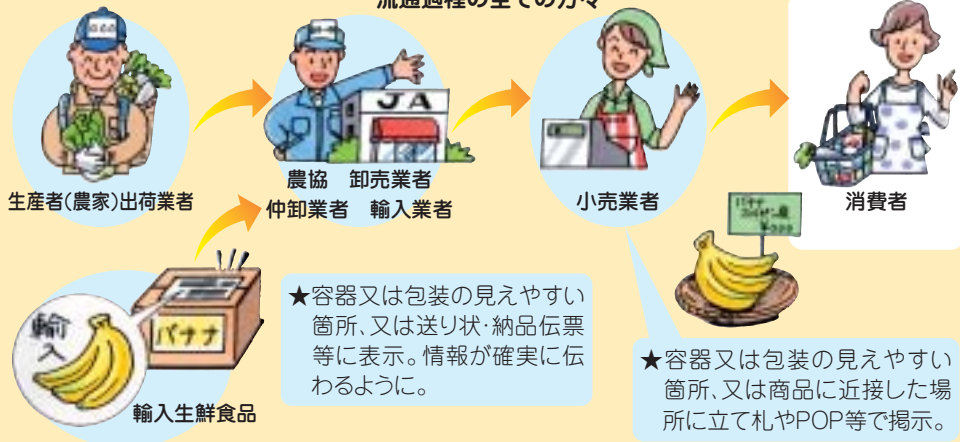
生鮮食品の品質表示

生鮮食品は3つに分類されます。



生鮮食品の品質表示義務は流過程の全ての人

流過程の全ての方々



★容器又は包装の見やすい箇所、又は送り状・納品伝票等に表示。情報が確実に伝わるように。

★容器又は包装の見やすい箇所、又は商品に近接した場所に立て札やPOP等で掲示。

生鮮食品の品質表示をする場所は・・・

農家・漁家、生産者、出荷業者は

★納品伝票・箱等に表示。ただし、農協の選果場に共選のため出荷する場合は農協から出荷される段階で表示が必要となるので、確実に情報を伝えて下さい。

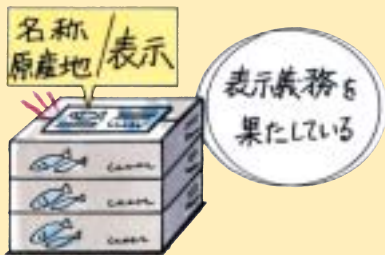


★生産者が生鮮食品を生産したその場(水産物であれば水揚げした場所)で消費者に直接販売した場合は表示義務はありません。(農家や漁家等)



農協、卸売業者、仲卸業者、輸入業者は

- ★卸段階では箱に原産地表示されているものについては表示義務を果たしたことになります。



- ★取引の当事者間で了解していれば、セリ取引される商品に近接した掲示によることもできます。



- ★容器又は包装の見やすい箇所、又は送り状、納品書等に表示をし、次の流通段階の方に確実に情報を伝えてください。

〇〇株式会社様	〇年〇月〇日
	〇〇県××××
	××商事株式会社
納品書	
名 称: 鶏もも肉	
原産地: ブラジル産	
容 量: 1パック300g	
価 格: 1パック△△円×〇〇個	
消費期限: 20.3.31(×℃以下で保存)	



小売業者の方は

- ★生鮮食品の「名称」及び「原産地」は消費者に分かりやすく誤認を与えないように表示することが基本です。
- ★名称及び原産地の表示は生鮮食品の同一面になされていることが望ましいといえます。
- ★包装されていない状態で販売する場合、近接した箇所に立て札やPOP、ダンボール箱や結束テープ等で表示することができます。



- ★容器又は包装の見えやすい箇所、又は商品に近接した場に立て札やPOP等で表示することができます。



- ★消費者に分かりやすく近接した箇所に表示していれば名称は容器又は包装に、原産地は立て札に表示することができます。



- ★設備を設けて生鮮食品を飲食させる場合には表示義務はありません。(レストラン、食堂、喫茶店等)



生鮮食品全般の品質表示Q&A

生鮮食品の品質表示

農産物の品質表示

畜産物の品質表示

水産物の品質表示

加工食品の品質表示

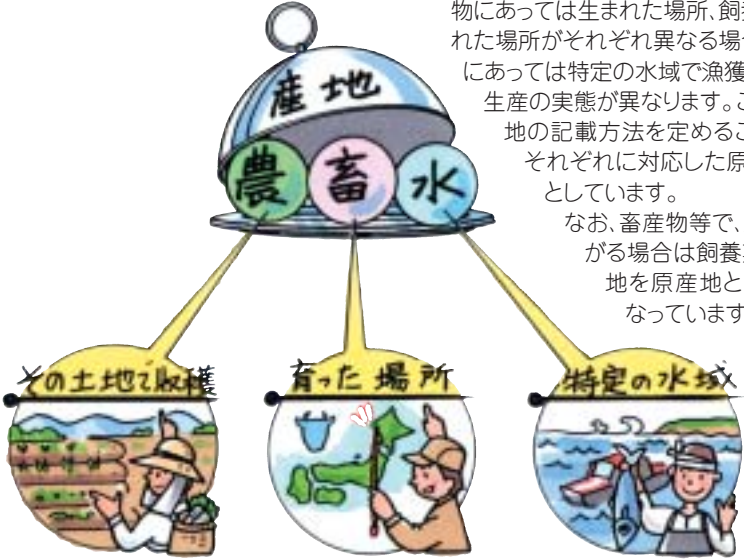
遺伝子組換え食品の表示概要

有機農産物の表示概要

Q 生鮮食品品質表示基準の国産品の原産地表示について、農産物、畜産物、水産物のそれぞれで原産地の表示方法を違えているのはどうしてですか。

A 農産物にあつてはその土地で収穫されること、畜産物にあつては生まれた場所、飼養された場所、と畜された場所がそれぞれ異なる場合があること、水産物にあつては特定の水域で漁獲される等それぞれに生産の実態が異なります。このため、一律に原産地の記載方法を定めることが困難ですので、それぞれに対応した原産地を表示することとしています。

なお、畜産物等で、原産地が複数にまたがる場合は飼養期間が最も長い飼養地を原産地として表示することになっています。



Q 生鮮食品の注文書やカタログに原産地を表示する必要がありますか。また、原産地を注文書等に表示した場合にも、配送する商品の容器、包装等に原産地を表示する必要がありますか。

A 注文書やカタログに表示義務はありませんが、産地名が分かっている場合はできるだけ書いて下さい。生鮮食品には表示義務があり、注文書やカタログに原産地を示している場合でも、商品(容器又は包装を含む。)又は納品書に原産地等を表示する必要があります。



Q 生鮮食品の容器又は包装にモヤシの栽培場や鶏卵の養鶏場の名称及び住所が記載されている場合、原産地表示がなされているとみなせますか。

A 栽培場や養鶏場の名称及び住所が表示されている場合は、原産地が表示されているものとみなされます。



Q 生鮮食品の容器又は包装に表示する場合には、表示可能面積が150cm²以下の場合や表示すべき文字数が多い場合にも8ポイント以上の活字で記載する必要がありますか。

A 容器の中の表示可能面積が150cm²以下の場合でも文字のサイズは8ポイント以上を用いる必要があります。

Q 「特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する特定商品」とはどんな食品ですか。

A 例えば、農産物であれば豆类、畜産物であれば食肉、水産物であれば冷凍貝柱や冷凍えび等が該当します。

Q 生鮮食品に関し、他法令(食品衛生法、公正競争規約等)で表示が義務付けられている事項については、どのように表示をすればよいのですか。それぞれの要求内容が矛盾するようなことはないのですか。

A JAS法は一般消費者の選択に資するための表示であり、食品衛生法は食品の安全性を確保するための表示であり、どちらを優先するという性格のものではないので、他法令で表示が義務付けられている事項については、その法令に従って表示することが必要です。なお、生鮮食品品質表示基準で義務付けられている表示事項は、名称、原産地等であり、他法令に基づく要求事項と矛盾することはありません。



Q 品質表示規準に違反した場合、どのような措置がとられるのですか。

- A JAS法第19条の14の規定に基づき、農林水産大臣は、①当該販売者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示、②その指示に係る措置をとらない場合は、措置をとるべきことを命令することになり、その命令に違反した場合は、***個人**については100万円以下の罰金又は1年以下の懲役、***法人**については1億円以下の罰金に処せられることになります。また、農林水産大臣が指示を行う場合には、原則として違反した事業者の氏名、住所、違反事実及び指示の内容を公表することとしています。



Q 品質表示に関し、不適正な表示か否かの举证責任は販売業者側にあるのですか。

- A 1. 指導、処分を行う場合の不適正な表示であることの举证は、指導、処分を行う側にあります。
2. しかしながら、品質表示は事実即して行うものであることから、販売業者は表示について適正であることを証明できる書類等を備えておく必要があります。また、平成20年1月の品質表示基準の改正に伴い、表示の根拠書類の整備・保存について努力義務があります。

Q 品質表示に関し、JAS法に基づく行政処分(措置命令)に不服がある場合に、何か対応策はありますか。

- A 1. 行政処分に関し不服がある場合には、「行政不服審査法」に基づき不服申立てをすることができます。
2. 「行政不服審査法」は行政庁の違法又は不当な処分その他公権力行使に当たる行為に関し、国民に広く行政庁に対する不服申立ての道を開くことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としています。

